

# 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

## 記

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 物件名 佐賀森林管理署デジタル複合機の保守契約（2台）  
富士ゼロックス DocuCentre-V C6680
  - (2) 契約内容等 デジタル複合機保守契約書（案）のとおり
  - (3) 仕様等 別紙のとおり
  - (4) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日の1年間
  - (5) 履行場所 佐賀森林管理署
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成25・26・27年度競争参加有資格名簿（全省庁統一資格）において「役務の提供等」に登録されている者であること。なお、この登録に係る「資格審査結果通知書」の写しを、平成28年3月16日（水）午後4時までに佐賀森林管理署総務グループまでに提出すること。
  - (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札方法
  - (1) 上記1. の物品の保守契約を入札に付する。
  - (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載（1枚当たりの単価（円以下2位止））された金額に消費税相当額（（入札書に記載された金額の8%）（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））を加算した金額とするので、入札に当たっては、消費税等に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 郵便入札（書留）は、平成28年3月16日（水）午後4時までに佐賀森林管理署総務グループまでに必着すること。
- 4 契約条項等を示す場所及び日時（入札説明書、入札注意書、契約書（案）等）
  - (1) 場 所 佐賀森林管理署 総務グループ
  - (2) 日 時 平成28年2月29日（月）～平成28年3月16日（水）  
〔ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。〕 午前9時～午後4時
- 5 入札、開札の場所及び日時
  - (1) 場 所 佐賀森林管理署 1階 入札室
  - (2) 日 時 平成28年3月17日（木） 午前11時
- 6 入札の無効  
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
免除する。
- 8 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者であって、予算決算及び会計令第79条に基づ

いて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、平成28年4月1日以降に契約書を作成するものとする。

10 その他

本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

以上公告する。

平成28年 2月29日

分任支出負担行為担当官  
佐賀森林管理署 森 勇二

※お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>) をご覧下さい。

# デジタル複合機保守契約書（案）

分任支出負担行為担当 佐賀森林管理署長 森 勇二（以下「甲」という。）  
と 請負者 （以下「乙」という。）は、デジタル複合機（以下「複合機」という。）の保守管理に関し、次の条項により契約を締結する。

## 契 約 条 項

### （契約の目的）

第1条 この契約は、複合機が常時正常な状態で使用できるように保守を行い、複合機に必要なトナー等（以下「消耗品」という。ただし、用紙、ステープルを除く。）を円滑に供給することを目的とする。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### （保守実施場所）

第3条 保守実施場所は、別紙1のとおりとする。

### （料金）

第4条 保守料は、別紙1のとおりとする。

### （保守）

第5条 乙は、複合機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 乙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

### （消耗品の供給）

第6条 乙は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

### （消耗品の所有権）

第7条 消耗品の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 甲は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

### （検査）

第8条 乙は、毎月末に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

### （代金の請求）

第9条 乙は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める料金を請求するものとする。

### （代金の支払）

第10条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

### （遅延利息）

第11条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、発注者に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数につき年2.9パーセントの割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると甲が認めたとき若しくは受注者が義務を履行することができないと甲が認めたとき。
  - (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があったとき。
  - (3) 乙が破産の宣告を受けたとき。
  - (4) 乙が解約を申し出たとき。
- 2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として1ヶ月の月間基本枚数で計算した保守料相当額に契約期間（履行完了期間を除く。）を乗じた額の100分の10に相当する金額を請求することができる。
- 3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金を請求しないものとする。
- 4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30日前に文書をもって乙に通知しなければならない。この場合、乙は甲に対して違約金を請求しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することが出来る。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は、同法66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らか

- かにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（消耗品の返還）

第16条 甲は、この契約が終了したときは、消耗品を乙に返還しなければならない。

（相殺）

第17条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

（その他）

第18条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

（暴力団排除に関する特約条項）

第19条 別紙のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市成章町2-11  
分任支出負担行為担当官  
佐賀森林管理署長 森 勇二

乙

別紙 1

機種、保守実施場所、保守料金

| 機 種                              | 台 数 | 保守実施場所  | 保守料金（消費税抜き） |
|----------------------------------|-----|---------|-------------|
| 富士ゼロックス<br>DocuCentre-V<br>C6680 | 2 台 | 佐賀森林管理署 | モノカラー 円／枚   |
|                                  |     |         | フルカラー 円／枚   |

※ 1ヶ月の保守料金は第8条に定める検査によって確定した総枚数から、複合機の点検及び調整並びに通常の使用に伴って生じた不良複写の枚数として、総枚数からモノカラーは2%・フルカラーは2%を差し引いた枚数に1枚当りのコピー料を乗じて得た額とする。

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者（発注者をいう。以下同じ。）は、受注者（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

# デジタルフルカラー複合機保守仕様書

## はじめに

本仕様書が示す内容は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、製品として当然備える事項については、完備しているものとする。

## 1 運用及び保守

- (1) 発注者においては、常時良好な状態を保つため、メンテナンスを行うこと。
- (2) 技術員が1時間以内に訪問できる場所に駐在し、故障発生時等は即対応できること。

## 2 保守契約

保守契約については定期・随時の機器修理及び消耗品（用紙を除く）の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式とし、枚数区分による1枚あたりの単価契約とする。

## 3 入札要領

入札にあたっては、1年間の機器、台数毎の保守料の費用を合計し、その総額を入札することとする。

入札にあたっては、仕様書と以下を参考とする。

|       |               |            |
|-------|---------------|------------|
| モノカラー | 1台あたり年間使用予定枚数 | 131,000枚/年 |
| フルカラー | 1台あたり年間使用予定枚数 | 100,000枚/年 |
| 設置場所  | 佐賀森林管理署       |            |

- 4 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。



# 入 札 書

入札物件 佐賀森林管理署デジタル複合機の保守契約

|   |    |    |    |   |   |   |   |   |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| ¥ | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|----|----|----|---|---|---|---|---|

上記金額で入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

(内 訳)

| 機 種 |       | 富士ゼロックス DocuCentre-V C6680 |
|-----|-------|----------------------------|
| 保守料 | モノカラー | 円/枚 × 131,000枚/年 × 2台 = 円  |
|     | フルカラー | 円/枚 × 100,000枚/年 × 2台 = 円  |
| 計   |       | 円                          |

※ 1枚当たりの保守料は、少数点以下2位止めとする。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
佐賀森林管理署長 殿

入札者住所

社 名  
氏 名

印

代理人住所

社 名  
氏 名

印

平成 年 月 日

# 委任状

分任支出負担行為担当官  
佐賀森林管理署長 殿

委任者

印

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

## 記

1 代理人

会社名

氏名

代理人使用印



2 委任事項

下記物件の入札に関する一切の件

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 入札年月日 | 平成 年 月 日                |
| (2) 入札場所  | 佐賀森林管理署                 |
| (3) 物件名   | 佐賀森林管理署デジタル複合機の保守契約（2台） |

(物品・役務)

## 入 札 説 明 書 (国有林野事業)

### 佐賀森林管理署

この入札説明書は、政府調達に関する協定（昭和55年条約第14号）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、農林水産省会計事務取扱規程（昭和44年4月1日農林省訓令第9号）、競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）、本件調達に係る入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）のほか、国有林野事業が発注する調達契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

#### 1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり。

#### 2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。

エ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

カ 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

キ 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

ク 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

ケ 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 入札及び開札

(1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等において提示する。以下同様。）の契約書案、添付書類、現場等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、国有林野事業が定めた入札書を直接に又は郵便（当発注機関が公告又は案内によって郵便入札を認めた場合のみとし、書留郵便又は配達証明郵便に限る。）により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合（当発注機関が公告又は案内によって郵便入札を認めた場合のみ）は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (12) 競争参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、契約担当官等が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (15) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格（全省統一資格）の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

なお、「資格審査結果通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

- (21) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (22) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となるこ

とができない。

- (24) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあっては引続き、その他の場合にあっては契約担当官等が定める日時において入札をする。
- (25) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### 4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ア 入札執行前にあっては、別紙様式の入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

#### 5 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- ア 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- イ 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- ウ 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札書
- オ 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- カ 入札金額の記載が不明確な入札書
- キ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- ク 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- ケ 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書（郵便入札の場合）
- コ 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- サ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- シ コ、サの入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- ス 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- セ その他入札に関する条件に違反した入札書

#### 6 製造その他請負契約における低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) 製造その他の請負契約のうち、土地家屋調査業務、建築士事務所業務、計算証明業務（「競争参加者選定事務取扱要領の制定について」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分（以下「業種区分」という。）2、4、5及び7に掲げる業種）並びにその他の業務（業種区分8に掲げる業種）のうち、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について、

予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (2) 製造その他の請負契約のうち、一般調査業務（業種区分6に掲げる業種）の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について、予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
- (3) 製造その他の請負契約（上記（1）及び（2）に掲げる業種に係る契約を除く。）の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について、予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごと予定価格に10分の6を乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
- (4) 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、契約の相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

この場合、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

## 8 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（7日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

## 10 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 11 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。



## 入札者注意書 (国有林野事業)

佐賀森林管理署

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号ごとに別様とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。  
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
  - ア 入札参加資格のない者のした入札
  - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
  - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
  - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
  - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
  - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）
  - ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - ケ その他入札条件に違反した入札書。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 13 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入

札事務に関係のない職員が立ち会って行います。

- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次によります。

- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがあります。
- (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もあります。
- (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができません。
- (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知します。
- (5) 入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合、前項の通知があるまでは、入札者は、入札保証金又は入札保証保険証券の返還を求めることができません。

- 16 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 18 入札書には、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 23 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 24 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 25 この契約によって生ずる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き第三者に受領の委任をすることができません。
- 26 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。